

デジタル・コンテンツの流通促進について

平成20年9月9日

総務省
情報流通行政局
コンテンツ振興課



コンテンツを取り巻く現状
(ブロードバンド化、デジタル化の進展)

コンテンツ市場の現状
(我が国のコンテンツ市場規模等)

情報通信審議会における検討

～ 第五次中間答申(平成20年6月27日) における提言 ～
「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び
「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」

デジタル放送のコンテンツ保護ルール及びその担保措置のあり方
コンテンツの取引市場の形成・拡大

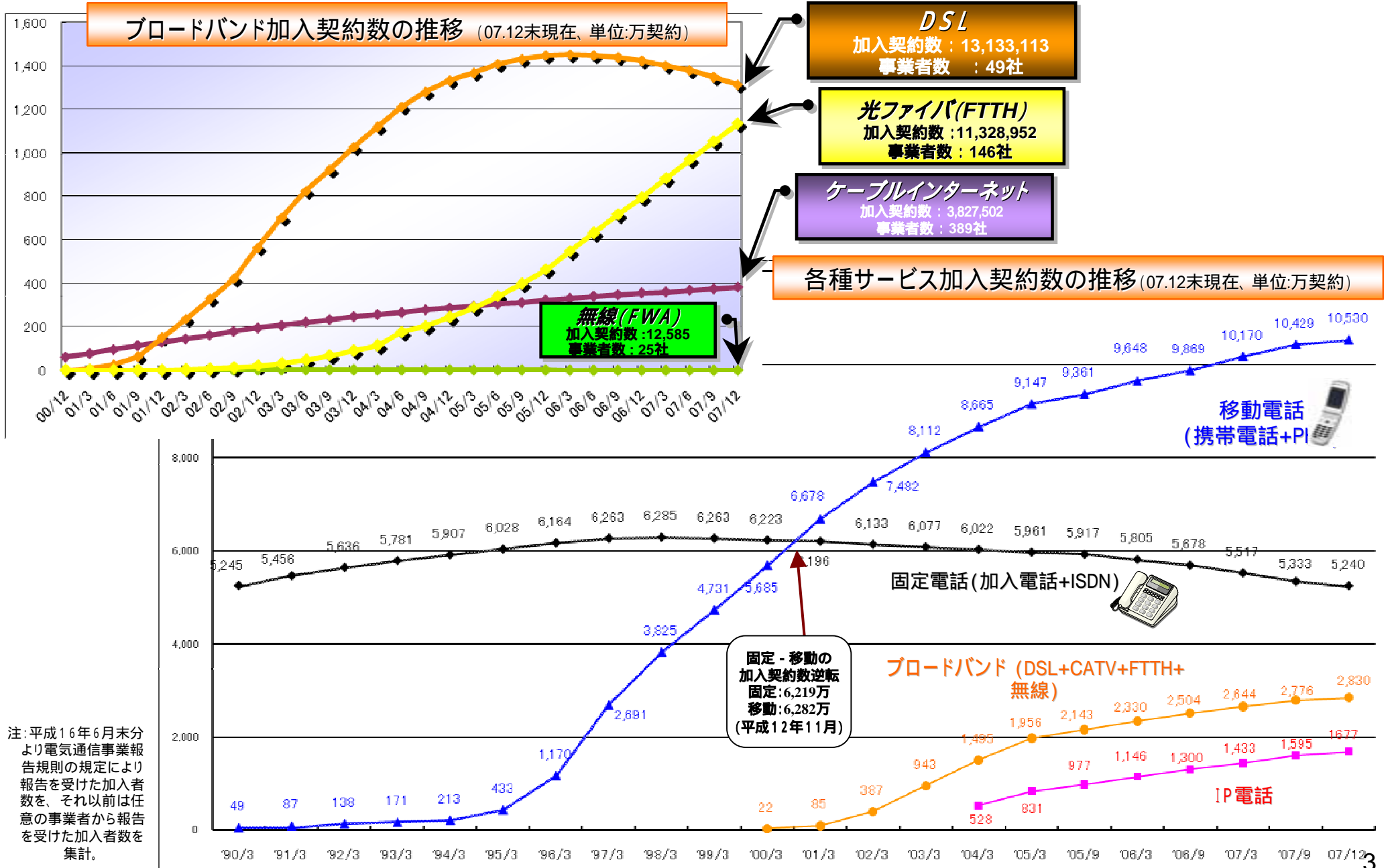
ICT成長力強化プラン

コンテンツに関する不正流通



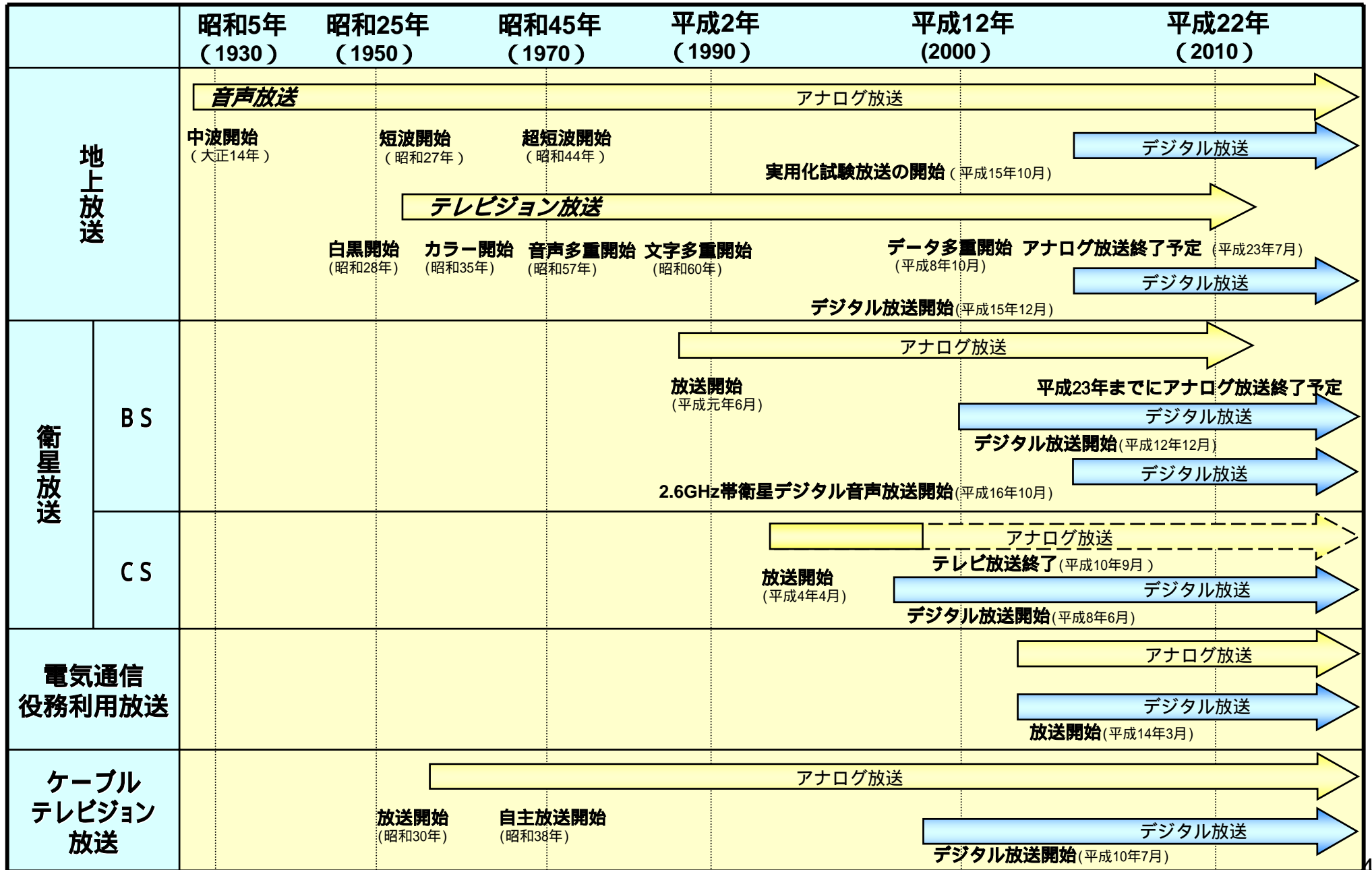
コンテンツを取り巻く現状

ブロードバンド市場について



注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

放送メディアのデジタル化の進展



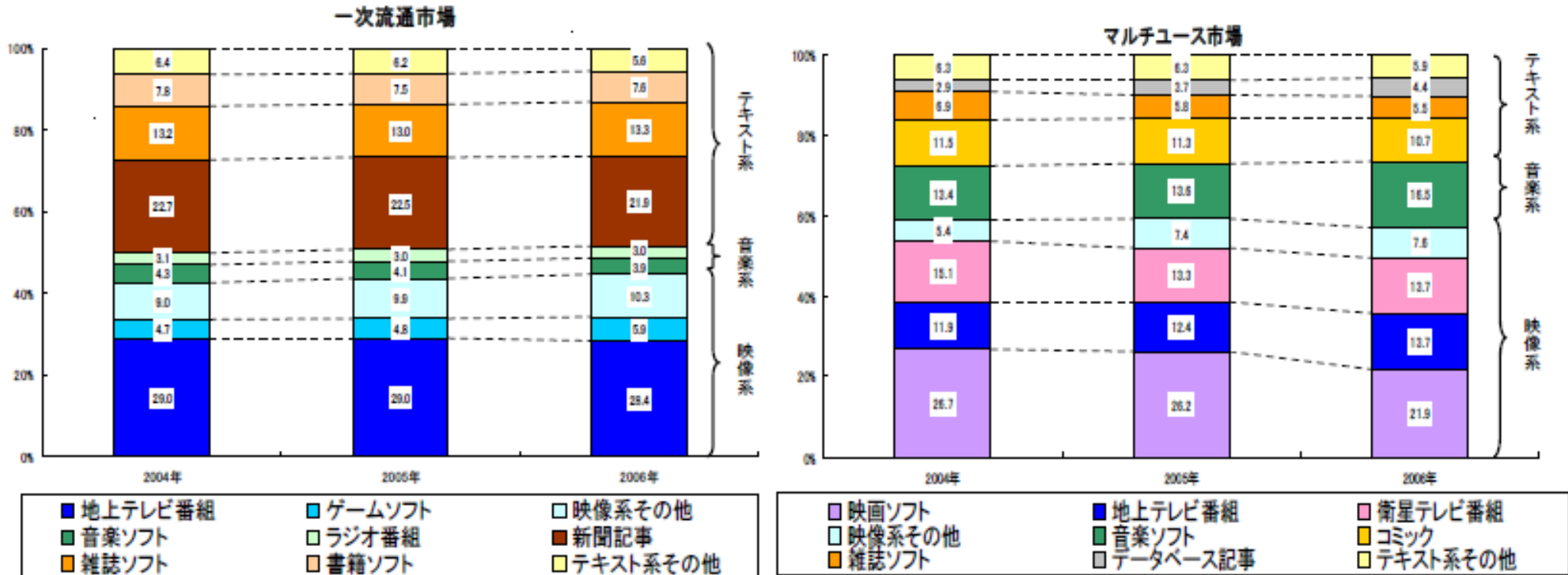


コンテンツ市場の現状

我が国におけるコンテンツ市場の現状



- ・ 2006年のコンテンツ市場は11.4兆円。前年比1.4%増で拡大傾向が継続
- ・ 一次流通市場では、テキスト系ソフトが約5割を占める。
- ・ マルチユース市場では、映像系ソフトが約6割と最大。



- ・ 一次流通市場では、地上テレビ放送(28.4%)、新聞記事(21.9%)が引き続き大きな割合を占める。
- ・ マルチユース市場では、映画ソフトの割合が減少する一方、音楽ソフトの割合が増加。
- ・ 2006年のマルチユース(二次利用)市場は、2.5兆円。前年比4.1%増で、市場全体に占める割合は21.8%に拡大。
- ・ マルチユース市場では、近年、音楽ソフト、ゲームソフト、ビデオソフト等の割合が大幅に増加。

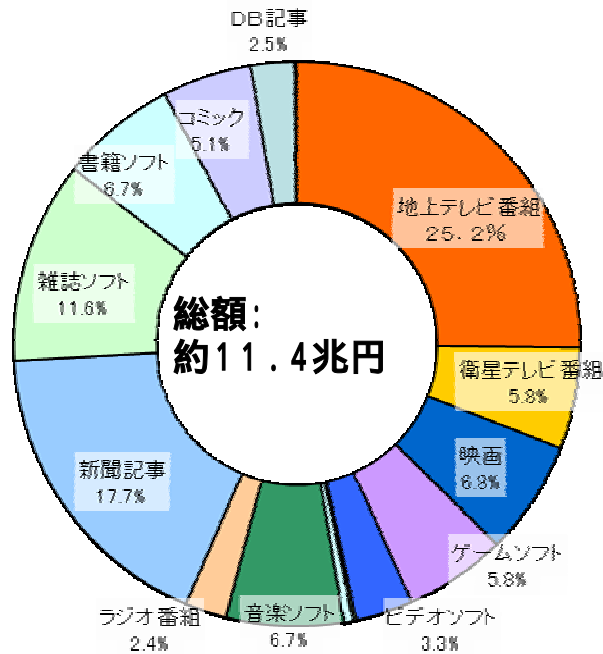


我が国におけるコンテンツ市場の現状

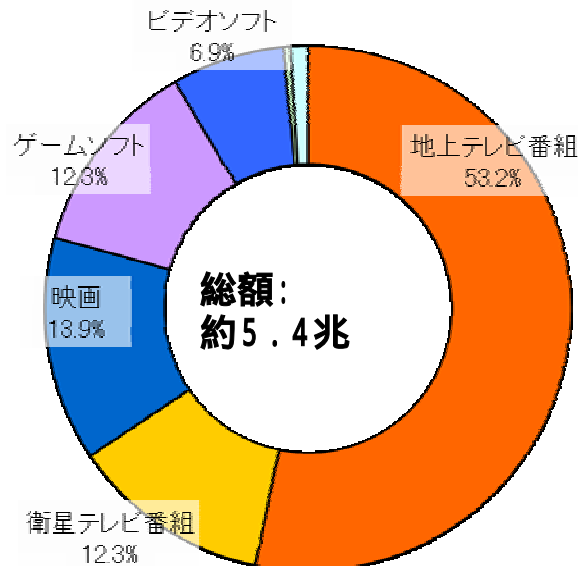
日本の映像コンテンツ市場において、**放送コンテンツは重要な位置づけ**(半分以上のシェア)。
「地上放送は我が国のコンテンツ制作の中核を担っており、コンテンツ産業に占める役割は極めて重要」
 (平成18年8月1日 情通審3次答申(地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割))

コンテンツ市場の拡大には、**放送コンテンツのマルチユース拡大が不可欠**。
「今後10年間でコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す」
 (平成18年7月7日 閣議決定(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006))

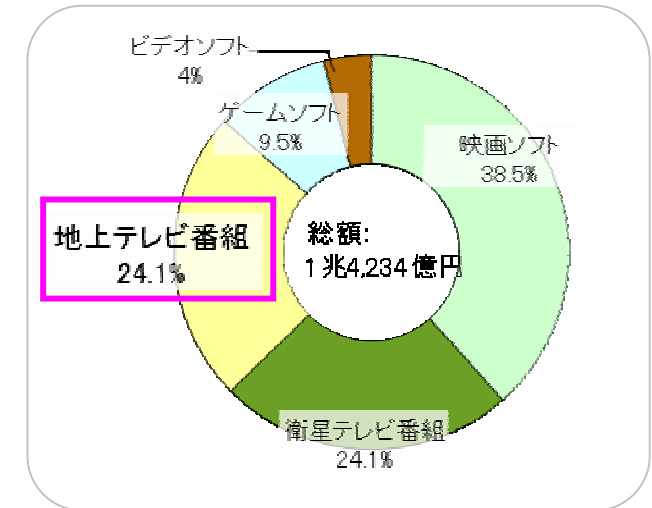
コンテンツ市場(映像系・音声系・テキスト系)
(2006年)



映像系コンテンツ市場
(2006年)



映像系コンテンツ
マルチユース市場



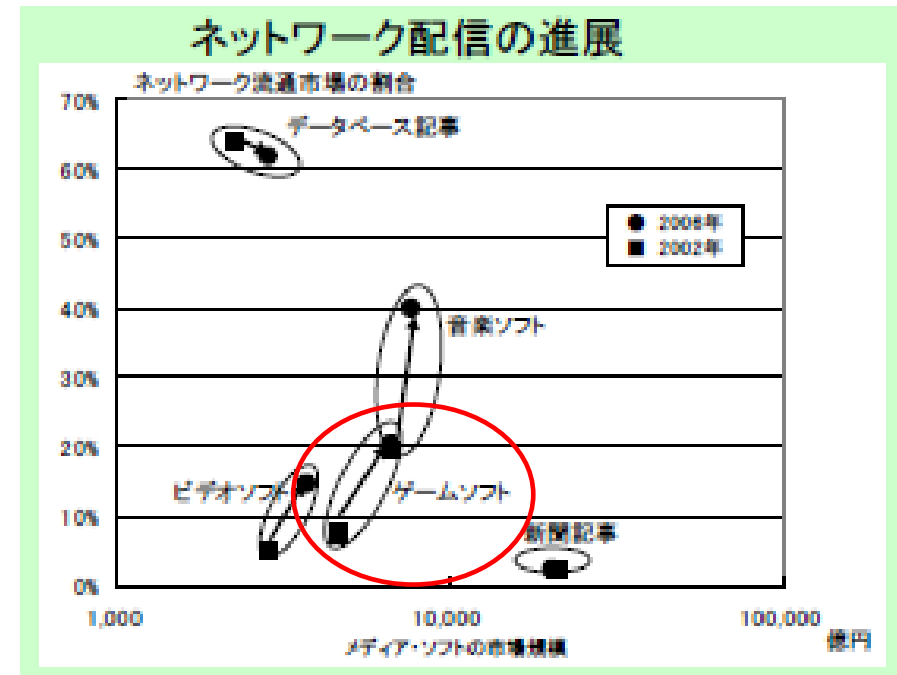
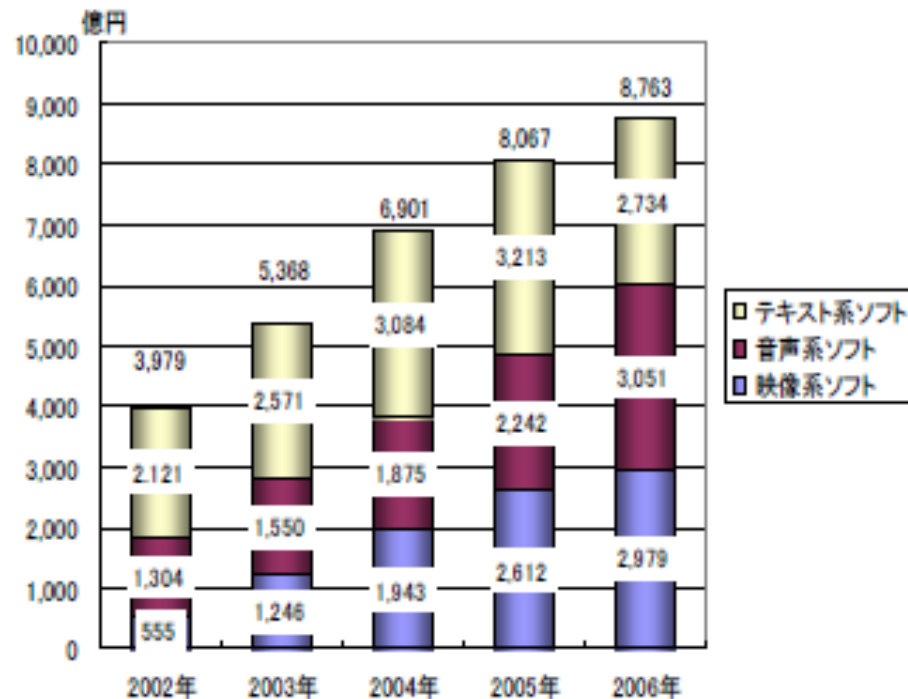
【平成20年7月総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」より作成】

(注)地上テレビ番組に係る数値は、放送事業者の地上放送に係る事業収入と他メディアでの番組マルチユースに係る事業収入を合計したものの、メディアとコンテンツ、双方の事業に係る収入が含まれている。



ネットワーク流通市場の成長

- ・ パソコン、携帯電話等ネットワークで流通する通信系ソフトの市場(ネットワーク流通市場)は、8,763億円。2002年と比べて2.2倍に成長。
- ・ 特に、映像系ソフトは5.4倍、音声系は2.3倍に拡大。
- ・ 音楽ソフト(着メロ、着うた等)、ゲームソフト(オンラインゲーム等)、ビデオソフト等の配信が大幅に拡大。
- ・ 通信系ソフトにおけるマルチユース市場の割合は7割を超えている。
- ・ ソフト別では、インターネットを通じた音楽配信の拡大を反映して、音楽系ソフトの割合が約35%と最も高い。



【平成20年7月総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」より作成】

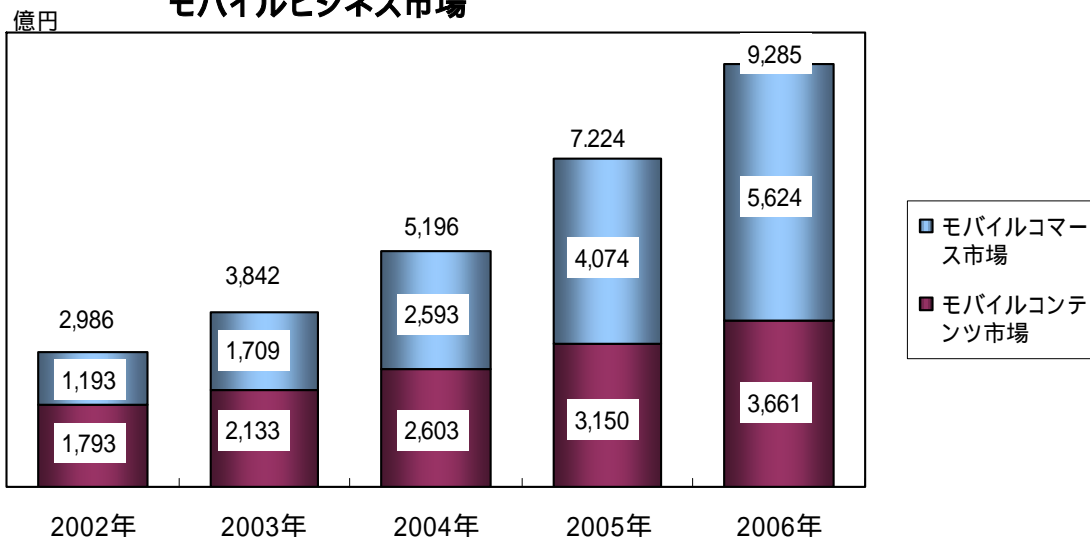
モバイルコンテンツ市場規模



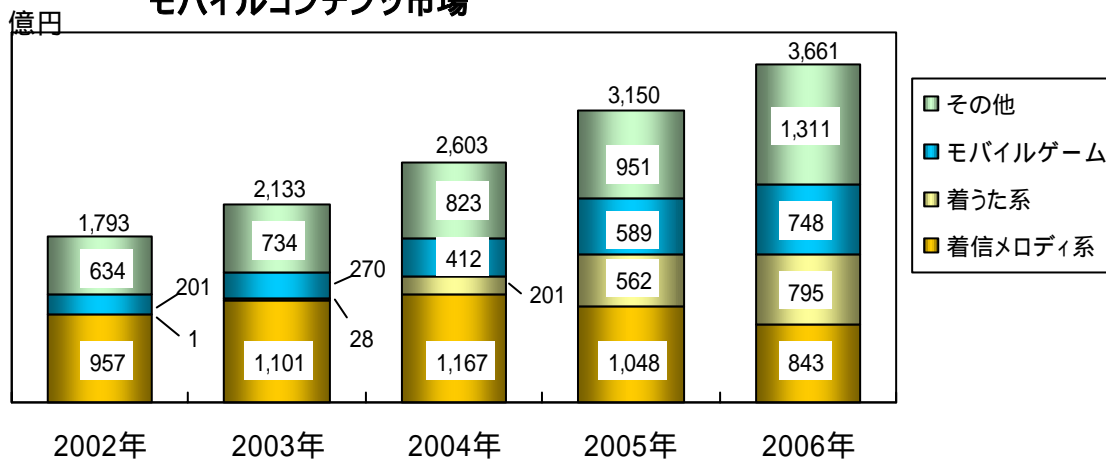
携帯インターネットの利用者が順調な伸び(携帯:7,086万人、PC:8,055万人)
モバイルビジネス市場は9,285億円。前年比29%(2,061億円)の増加

モバイルビジネスの市場は、**モバイルコンテンツ(着信メロディ系、着うた系、モバイルゲーム、その他)**および、モバイルコマース(通信販売、旅行や航空券などのサービス、オークション手数料等)に大別している。

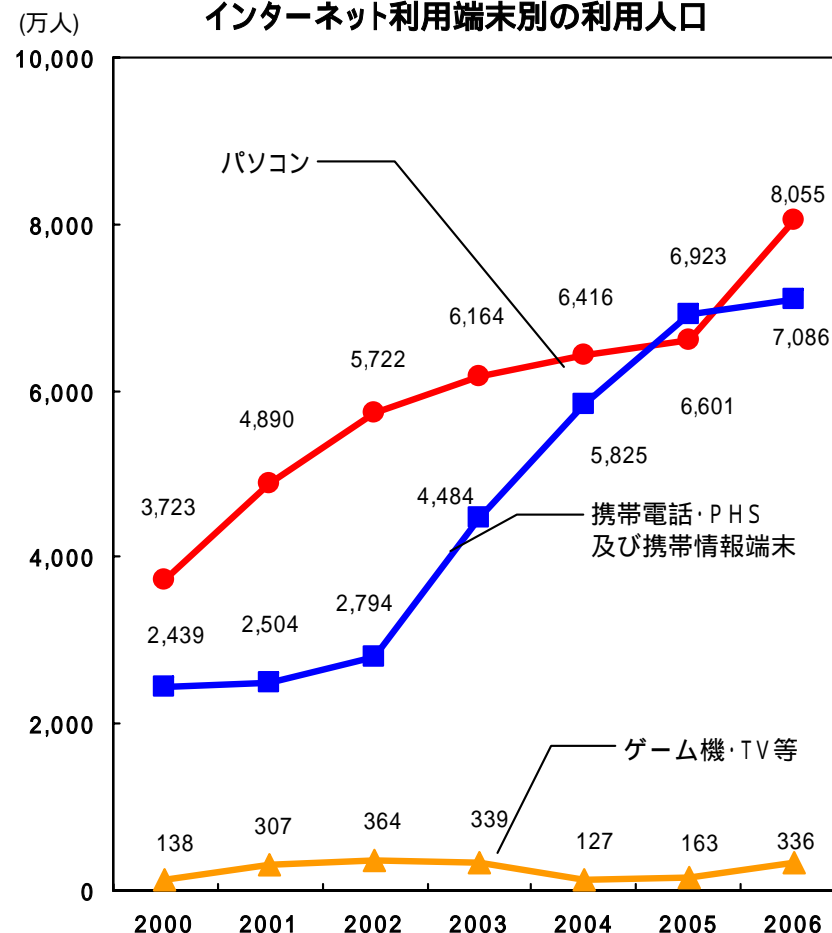
モバイルビジネス市場



モバイルコンテンツ市場



インターネット利用端末別の利用人口



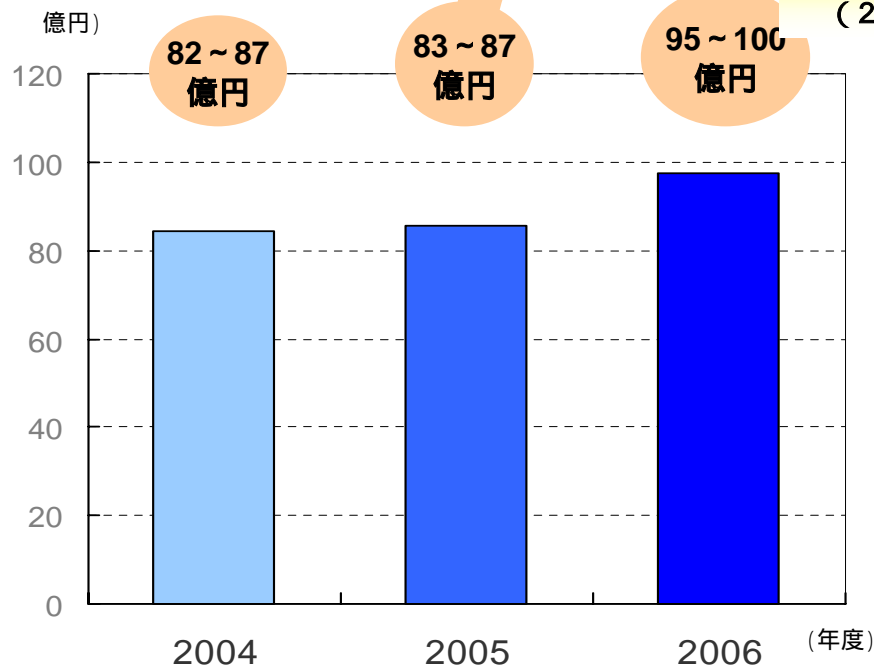
放送コンテンツの海外展開の現状



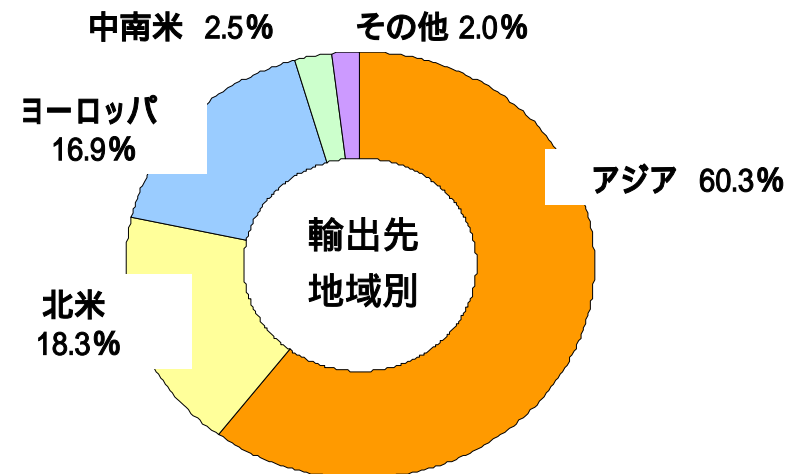
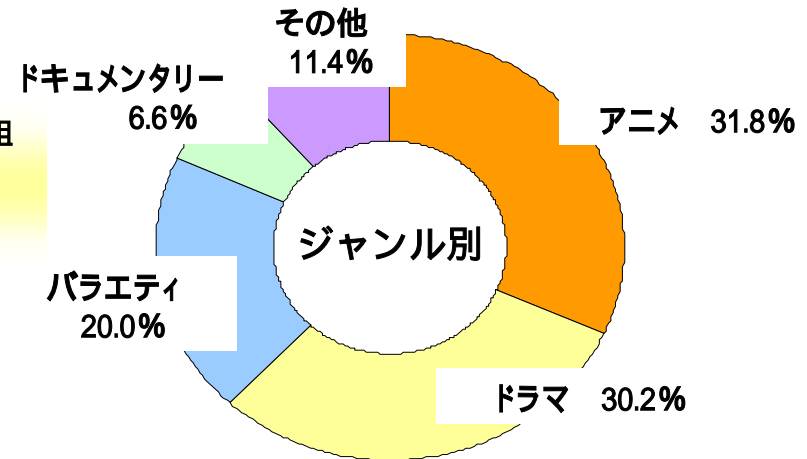
- ・ 最も多い輸出先はアジアで、6割を占める。輸出の多い番組ジャンルは、アニメ、ドラマ、バラエティ。
- ・ 地上テレビ番組の輸出金額(2006年度推計値)は、100億円近くになる見込み。

(韓国2006年韓国放送番組輸出額:9884万ドル(約100億円) (放送産業実態調査報告書2007年版)

地上テレビ番組の輸出金額
(推計値)



地上テレビ番組
の輸出金額
に占める割合
(2005年)



(地上テレビ局やプロダクションへのアンケート及びインタビュー調査の結果等をもとに推計)
<「メディア・ソフトの制作及び流通の実態調査」(総務省情報通信政策研究所)により作成>

海外における放送コンテンツのマルチユースの現状



- ・ 海外では、人気あるドラマも放送翌日にネット配信される環境が既に整備されている状況(次頁参照)。
- ・ 米国の人気ドラマについては、高額で海外番組販売がなされている例が見られる(例:CSI 2.5億ドル)。

米国 / テレビ番組ネット配信サービス

サービス名	AOL video	Amazon Unbox	Apple iTunes	ABC	CBS	FOX	NBC
ジャンル	ドラマ、音楽、アニメ、コメディ等	ドラマ、音楽、アニメ、コメディ等	ドラマ等	ドラマ、バラエティ等	ドラマ、バラエティ、アニメ、ニュース等	ドラマ、バラエティ等	ドラマ等
番組例	PRISON BREAK、24、Smith、the NINE、MTV等	PRISON BREAK、24、CSI、Survivor、Sleeper Cell、MTV等	PRISON BREAK、24、Desperate Housewives、LOST等	GREY S ANATOMY、Desperate Housewives等	CSI、Survivor、Smith、Jericho等	PRISON BREAK、24、BONES等	Las Vegas、ER、Studio 60等
料金	1話 1.99ドル	1話 1.99ドル	1話 1.99ドル	無料	無料	無料	無料
配信形態	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード	ストリーミング	ストリーミング	ストリーミング	ストリーミング
番組のサイト掲載までの期間			翌日の例もあり	翌日	更新は、月曜から金曜の週5回		翌日

韓国 / MBC (地上波放送局) のネット配信戦略

Windowing戦略

iMBCのVODサービス(catch-up TV)
 3G携帯へのVODサービス
 Internet PortalへのVODサービス
 CableTVへの放送
 DVDでの販売
 アーカイブ的放送

Holdback戦略

iMBC VOD→30分後
 3G VOD→次の日の正午
 Internet Portal VOD→24時間後
 CableTV→1週間後(~ 2006年は24h後)
 DVD→1ヶ月後
 アーカイブ的放送→

日本 / 主な映画会社のネット配信の例

社名 (サービス名)	配信作品数	料金 (視聴できる期間)	配信方法
松竹 (シネリエ)	86作品	367円 (1週間)	ストリーミング型など
東映 (ムービーサーカス)	257作品	367円 (1週間)	ストリーミング型など
日活	約100作品	315 ~ 420円 (24時間)	ストリーミング型など
ソニー・ ピクチャーズ	約500作品	315 ~ 420円 (48 ~ 72時間)	ダウンロード型など



情報通信審議会における検討

～ 第五次中間答申の概要 ～

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び
「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」
(平成20年6月27日)



情報通信審議会 情報通信政策部会 「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」
において、以下の課題について検討。

1 デジタルコンテンツの制作・流通環境の整備について

(1) デジタルコンテンツの“利用”に係るルール

放送番組などのコンテンツの保護に係るルールや仕組みの在り方(地上デジタル放送のコピー制御方式の見直し等)

(2) デジタルコンテンツの“流通”に係るルール

いわゆるIPTVやモバイル等、新たなメディアを活用したコンテンツ流通促進の具体策

2 我が国のコンテンツの競争力の強化に向けた制度の在り方について

放送コンテンツを始め、我が国のコンテンツの流通を促進し、その競争力を強化するための制度のあり方について、以下の観点から検討。

- (1) コンテンツの取引に必要な情報の集約・公開等を行うための組織、制度等の在り方
- (2) 海賊版市場など不正流通の防止の実効性を高めるための技術、制度等の在り方
- (3) より質の高いコンテンツの制作・供給を促進するための環境整備の在り方



1. 背景・目的

情報通信審議会における、ブロードバンド化するインターネット及びデジタル化する放送ネットワークの利用・普及のあり方についての審議過程において、これらのネットワークをシームレスに流通するデジタル・コンテンツに係る複数の課題について、集中的かつ早期の検討が求められている。当該課題に係る専門的知見を有する委員による集中的かつ効率的な審議を行うために開催。

2. 検討事項

- (1) デジタル・コンテンツの利用に係るルールについて
- (2) デジタル・コンテンツの流通に係るルールについて
- (3) デジタル・コンテンツの取引市場の形成について

3. 開催期間

平成18年9月 委員会設置

平成19年6月 新規諮問

(「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方)

平成19年8月 中間答申(第4次)

平成20年6月 中間答申(第5次)

(引き続き審議継続中。)

構成員

(主査、 主査代理)

《学識経験者》

大淵 哲也 東京大学 教授
 大山 永昭 東京工業大学 教授
 中村伊知哉 慶應義塾大学 教授
 村井 純 慶應義塾大学 教授

《消費者》

河村真紀子 主婦連合会
 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
 長田 三紀 NPO法人東京都地域婦人団体連盟

《産業界》

依田 巽 日本経済団体連合会
 田胡 修一 (株)日立製作所
 土井美和子 (株)東芝
 所 眞理雄 ソニー(株)
 中島不二雄 松下電器産業(株)
 浅野 睦八 日本IBM(株)
 岩浪 剛太 (株)インフォシティ

《権利者団体》

華頂 尚隆 (社)日本映画製作者連盟
 椎名 和夫 実演家著作隣接権センター(CPRA)
 菅原 瑞夫 (社)日本音楽著作権協会
 生野 秀年 (社)日本レコード協会
 堀 義貴 (株)ホリプロ 代表取締役社長
 (社)日本音楽事業者協会 常任理事

《放送事業者》

石井 亮平 日本放送協会
 土屋 円 日本放送協会
 池田 朋之 (社)日本民間放送連盟 コンテンツ制度部会主査
 植井 理行 (社)日本民間放送連盟 IPR専門部会主査
 関 祥行 (社)地上デジタル放送推進協会
 田村 和人 日本テレビ放送網(株)
 井川 泉 (株)東京放送
 佐藤 信彦 (株)フジテレビジョン
 福田 俊男 (株)テレビ朝日
 石橋 庸敏 (社)日本ケーブルテレビ連盟
 園田愛一郎 KDDI(株)

《通信事業者》

岸上 順一 日本電信電話(株)

《オブザーバー》

川瀬 真 文化庁 著作権課 著作物流通推進室室長
 足立 康史 経済産業省 参事官(商務情報政策局担当)



デジタル放送のコンテンツ保護ルール及びその担保措置の在り方

（1）コピー制御ルールの緩和（いわゆる「ダビング10」の開始）

第四次中間答申 提言（平成19年8月2日）

- ・ デジタル放送の現在のコンテンツ保護ルールである「コピーワンス」を、いわゆる「ダビング10」に緩和すること。
- ・ 放送事業者、受信機メーカーは、上記の方式変更を可能な限り早期に実現するよう、努力すること。
- ・ 提言を受け、DPA（ ）において、放送事業者、受信機メーカー等関係者が、提言の実現に向けた技術的な作業を実施。
DPA（社団法人デジタル放送推進協会）：放送事業者、受信機メーカーから構成。技術規格等を検討。

開始期日の確定

- ・ 平成20年2月、DPAが、6月2日を開始予定期日とすることを提案。当該提案について、情通審にて審議。
- ・ 文化審議会で検討中の「私的録画補償金」に関する意見の相違等から、6月2日時点では、開始に関する合意が得られず。
- ・ 平成20年6月19日、権利者団体から「消費者の利便の向上を優先し、開始期日を確定」する旨提案。
これを受け、審議会からDPAに対して早期の期日確定を要請。
- ・ 平成20年6月23日、DPAが、「**ダビング10の開始 7月4日 午前4:00**」を決定。

（2）コンテンツ保護ルールの担保措置の在り方

- ・ 「ダビング10」のルールの実効性を担保するには、当該ルールを守らない放送受信機の製造・販売を抑止する手段が必要。
- ・ 現在は、「ルールを守らない製造者等には、B-CASカードを配布しない」という民間の契約と、技術を活用。
- ・ 視聴者にとって更に利便性が高く、かつ実効性ある担保措置について、「技術・契約」と「制度」の両面から検討。一年を目処に結論。

コンテンツの取引市場の形成・拡大

- ・ コンテンツの取引市場を更に拡大していくため、以下の三点を提言。

放送コンテンツの著作権情報を集約したデータベースの整備促進

我が国における、放送コンテンツの国際見本市の創設。

意欲ある番組製作者に対する、放送コンテンツの製作・放映機会の提供促進。



情報通信審議会 第五次中間答申における提言

デジタル放送のコンテンツ保護ルール 及びその担保措置の在り方

デジタル放送におけるコンテンツ保護ルールの改善



第四次中間答申における提言の概要

【検討にあたっての基本的考え方】

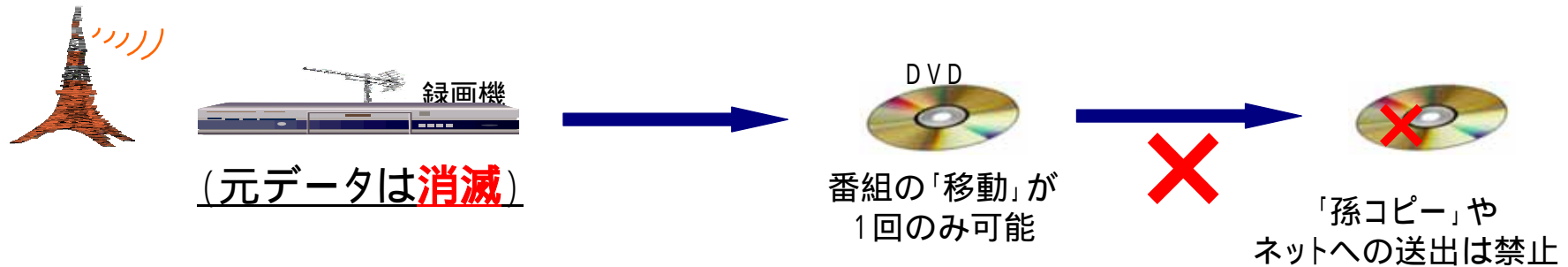
「コンテンツ大国」に相応しい多様で豊かなコンテンツの製作・流通促進のため、関係者がそれぞれの役割の下に努力していくことが不可欠。才能ある多くの若者が、コンテンツを創る仕事を選択するインセンティブを絶やさないことが重要。

このため、1) **コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること**

2) **その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現すること**

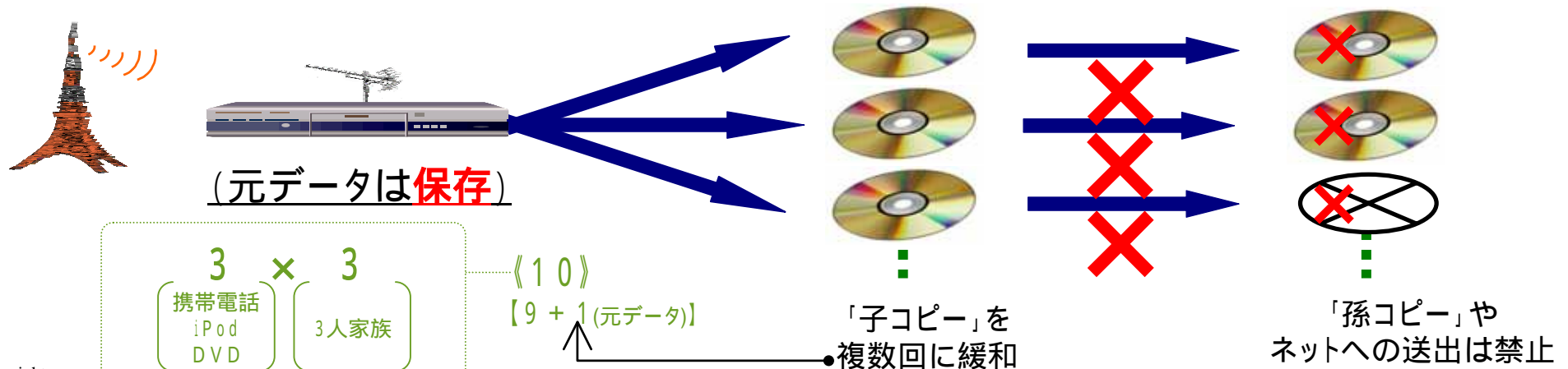
を基本的な姿勢として、夫々の課題を検討することが必要。

<現状>いわゆる「コピーワンス」



<変更後>いわゆる「ダビング10」

(平成19年8月2日 情報通信審議会第四次中間答申)



デジタル放送におけるコンテンツ保護ルールの見直し



2003年12月から地上デジタル放送が開始されることを踏まえ、放送事業者とメーカーにおいて、コピー制御ルール(いわゆる「コピーワンス」)が決定。

2004年4月～ 「コピーワンス」運用開始。

いわゆる「コピーワンス」問題

- ・ 「移動」が途中で失敗すると元データもDVDも使用不可
- ・ 複数のコピーは一切作成不可。

2005年6月 情報通信審議会・地上デジタル検討委員会WG

いわゆる「コピーワンス問題」提起 (メーカー)

2005年7月 情報通信審議会第二次答申 (コピーワンス問題の解決に向けた検討開始を提言。)

2006年8月 情報通信審議会第三次答申 (コピーワンス問題についても答申。継続検討と、新たな検討体制を提言)

2006年9月 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」発足。
(コピーワンス問題について検討着手。放送事業者、**権利者**、**消費者**、メーカー、学識経験者等構成員により審議)

2007年8月 情報通信審議会第四次答申 (いわゆる「ダビング10」答申)

2008年6月 情報通信審議会 (**「ダビング10」の開始期日(7月4日午前4時)確定**)

【今後の進め方】

コピー制御のルールを担保する手段の在り方について、今後一年を目途に検討。
放送事業者、受信機メーカー等関係者は、「ダビング10」について、円滑な運用開始に向け努力すべき。
当審議会において、「補償金制度」以外の側面から、「対価の還元」の具体策を今後継続して検討。



コピー制御に係るルールの担保手段の在り方

(1) 第四次中間答申の指摘とその後の経緯

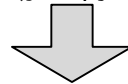
1) 第四次中間答申の指摘

第四次中間答申で提言された一定のコピー制御に関するルールの「エンフォースメント」の在り方については、第四次答申の検討の過程において、次のような趣旨の指摘を受けている。

コピー制御に関するルールのエンフォースの在り方、その手法、費用の負担の在り方については、コンテンツ保護の在り方を検討する上で重要な課題であり、継続的な検討課題とすべきではないか。

コンテンツ保護方式がどのような形でエンフォースされるのかという点は、消費者にとっても大きな影響がある。従って、利用者の利便性と実効性あるコンテンツ保護のバランスをとるといった観点から、消費者も含めた形で検討を進めていくことが必要。

コンテンツ保護方式については、消費者や権利者等の参加を得たオープンな形での協議を進めていくことが必要。



第1章 デジタル放送におけるコピー制御の在り方

第3節 提言

(4) 配意すべき事項

いわゆる「違法」「不正」なコピーの流通等について

)違法行為を抑止する観点からは、抑止を目的とした上記のような周知広報に加え、引き続き、行政を始め、コンテンツの製作・流通に係る全ての関係者が、違法行為を抑止・摘発する効果的な手法の開拓に努めていくことが必要である。また、**コピー制御に係るルールが、技術的に確実に担保(エンフォースメント)されることが重要**であることは言うまでもない。

今回の審議においては、上記の技術面でのエンフォースメントの在り方について、現状に関する適時の説明と情報の共有が必要ではないか、という趣旨の指摘が行われたところであり、**当審議会としても、コピー制御に係る技術的なエンフォースメントについて、引き続き状況の把握に努め、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、エンフォースメントに関する制度を含めたルールの在り方について審議を行っていくこととする。**

2) その後の経緯

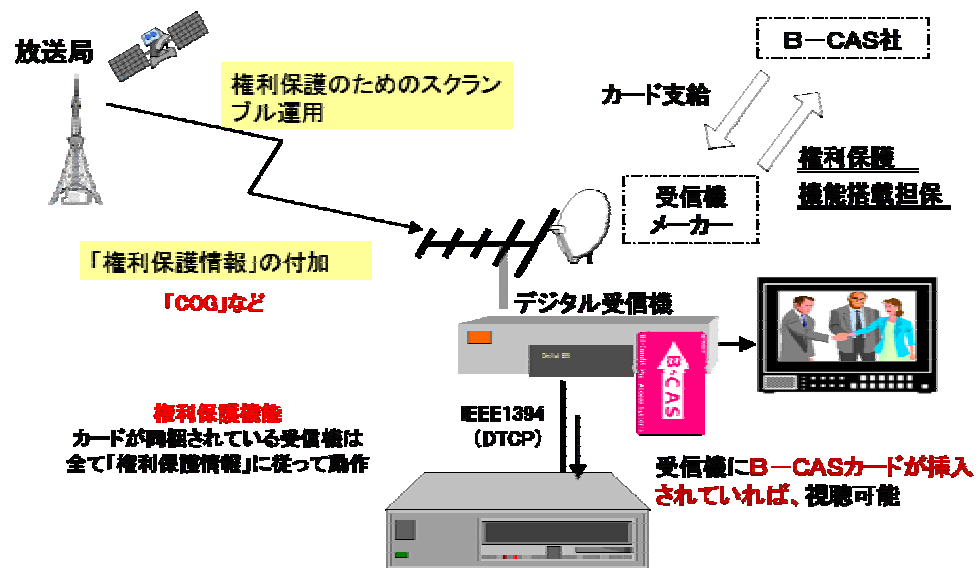
第四次中間答申以降の審議会において、いわゆる「基幹放送」との関係で、技術的エンフォースメントに関する指摘や、制度的エンフォースメントに関する指摘があり、これらについて議論が行われた。

コピー制御に係るルールの担保手段の在り方



「技術・契約」によるエンフォースメントの例

- ・ 放送局は、放送番組の権利保護情報(COG等)を番組と多重化して送信。
- ・ 放送波に伝送路暗号(スクランブル)が施され、スクランブル解除の為にB-CASカードが必要。
- ・ 受信機での権利保護規定遵守を、B-CASカード支給契約によるエンフォースメントで担保。

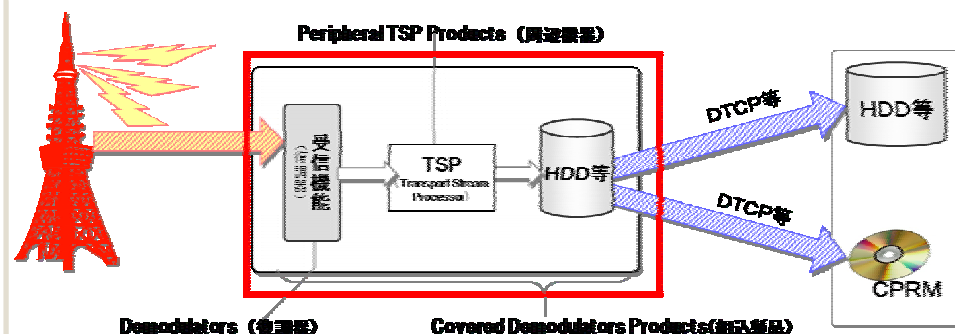


「制度」によるエンフォースメントの例

< 米国 ブロードキャストフラグ規則 >

米国のFCC(連邦通信委員会)は2003年11月、著作権保護方式について、送信側及び受信機メーカーに対し、当該方式への対応を制度により義務付ける「ブロードキャストフラグ規則」を制定。(2005年5月、連邦裁判所により、FCCにおいて制定権限がないとされ、無効と判断。)

- 目的: ・ デジタル時代における(電波による)放送を促進すること
 ・ 引き続き、高付加価値なコンテンツが公共の電波を通じて公衆に提供されること
- 対象: 送信側、受信側双方とも対象。受信機はDemodulators (復調器)、Covered Demodulators Products (復調器組込製品)、Peripheral TSP Products (周辺TSP機器)の機器が規制の対象。
- ルール: 送信側、受信側双方にルールがある。CR (機器の遵守するルール)、RR (堅牢性を確保する機能要件)





検討の継続と検討体制

我が国のほぼ全ての世帯への普及が見込まれる、いわゆる「基幹放送」である地上デジタル放送のコピー制御に関するルールや、そのエンフォースメントの具体的な在り方については、国民視聴者に大きな影響を与える可能性があり、引き続き、放送コンテンツの品質の維持・向上、そのためのコンテンツ保護、視聴者の利便性の確保等の観点から、当審議会において継続して検討していくことが必要。

今後の審議において、関係省庁、放送システムに係る関係事業者等幅広い関係者の参加も得て、検討を進めることが必要。

検討スケジュール

今回の審議過程において、現在のエンフォースメントについて、現状を固定するのではなく、地上デジタル放送に関する視聴者の理解と、それに基づく受信機の普及を一層加速・推進する観点から、更なる改善を模索していく方向では、大きな認識の相違は見られない。

改善の方向性としては、以下の三つの可能性が考えられる。

-) 現行の「技術・契約」エンフォースメントを更に利便性の高い方式に改善する方向
-) 新たな「制度」エンフォースメントの導入を図る方向
-) その他両者併用等の方向

これらの内、いずれを採るにせよ、2011年のデジタル全面移行時までには、エンフォースメントの在り方が決まり、全面移行の時点では、その運用が開始されていることが望ましい。

以上の事情、及び全面移行時まで三年余となったこと等を勘案し、当審議会においては、本中間答申から概ね一年を目処に、上記の方向性のいずれを採るかについて、一定の結論を得ることを目指して今後の検討を進めることとする。



情報通信審議会 第五次中間答申における提言

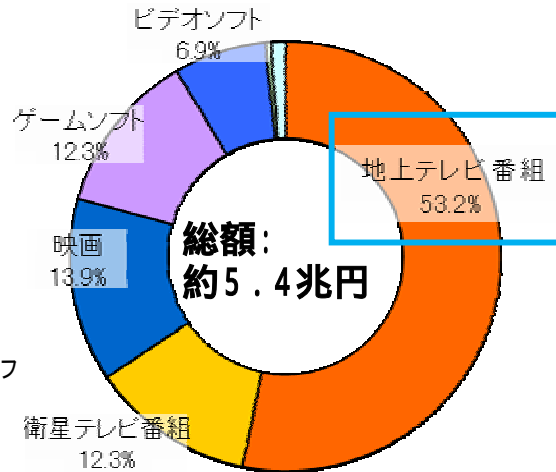
コンテンツの取引市場の形成・拡大

コンテンツ市場の現状と課題



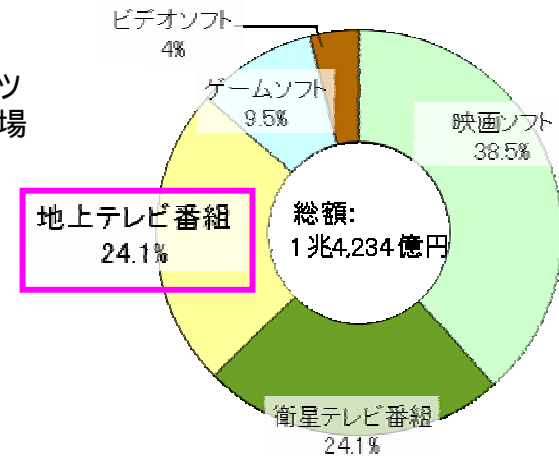
- (1) 日本の映像コンテンツ市場において、放送コンテンツは重要な位置づけ(半分以上のシェア)。我が国のコンテンツ市場の拡大には、今後、放送コンテンツのマルチユースの促進が重要な課題。
- (2) 米国や韓国では、特にブロードバンド等を活用した放送コンテンツのマルチユースが活発化。
- (3) 海外の状況や関係者の意見等を踏まえ、コンテンツのマルチユースの促進策を検討中。

日本 映像コンテンツ市場 (2006年)



【平成20年7月
総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」より作成】

映像系コンテンツ マルチユース市場



米国 [テレビ番組のネット配信サービス]

サービス名	AOL video	Amazon Unbox	Apple iTunes
ジャンル	ドラマ、音楽、アニメなど	ドラマ、音楽、アニメなど	ドラマなど
番組例	PRISON BREAK、24、Smith、the NINE、MTV等	PRISON BREAK、24、CSI、Survivor、MTV等	PRISON BREAK、24、Desperate Housewives等
料金	1話 1.99ドル	1話 1.99ドル	1話 1.99ドル
配信形態	ダウンロード	ダウンロード	ダウンロード(サイト掲載が翌日の例もあり)

韓国 [韓国MBC(地上波放送局)のネット配信戦略]

ネット配信による便益を最大化しつつ既存のメインビジネスへの弊害を最小化

コンテンツのウィンドウ

iMBCのVODサービス(catch-up TV)
3G携帯へのVODサービス
Internet PortalへのVODサービス
CableTVへの放送
DVDでの販売
アーカイブ的放送

露出のタイミング

iMBC VOD→30分後
3G VOD→次の日の正午
Internet Portal VOD→24時間後
CableTV→1週間後(～2006年は24h後)
DVD→1ヶ月後
アーカイブ的放送→



経済財政諮問会議における指摘事項

「わが国では、貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている（例：過去のTV番組の再放送等が著しく制限）。インターネット上でデジタル・コンテンツを流通させるには、著作権、商標権、意匠権などの全ての権利者から事前に個別に許諾を得る必要があり、手続きコストがビジネス上見合わないためである。デジタル・コンテンツ市場を飛躍的に拡大させるため、世界最先端のデジタル・コンテンツ流通促進法制（全ての権利者からの事前の許諾に代替する、より簡便な手続き等）を2年以内に整備すべきである。」

（第4回経済財政諮問会議 民間議員説明資料「ITによる生産性の加速を実現するために」（2007年2月27日）より）
（知的財産戦略本部 コンテンツ・日本ブランド専門調査会 第2回コンテンツ企画ワーキング・グループ事務局資料（2007年11月9日）より）

デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムによる「ネット法」構想の提言

・権利者の事前の許諾権の存在がインターネット配信やその他のコンテンツ流通の促進を妨げる要因になっているのではないかと、という問題提起から、事前の許諾権ではなく事後の報酬請求権という形での、「ネット法」が提案されている。

諸外国においては、主に番組供給市場の多様化、主体の多元化、制作会社の育成といった観点から、番組流通市場に関するルールが設けられている事例が見られる。

- ・英国 外部調達規制、番組制作事業者に対する著作権帰属のルール
- ・韓国 外部調達規制、新たな提案として、番組流通専門会社の設立
- ・米国 フィンシルール、プライムタイムアクセスルール（1995年、1996年に廃止）



検討委員会での議論の経緯を踏まえ、上記のような制度による解決ではなく、まずは、**民間主導による、トライアルをトリガーとした取引市場の創出**を目指す。



(1) 番組製作者が製作・著作をもつコンテンツに関する取引市場データベースの構築

番組製作者が製作・著作をもつコンテンツに関するデータベースを構築。

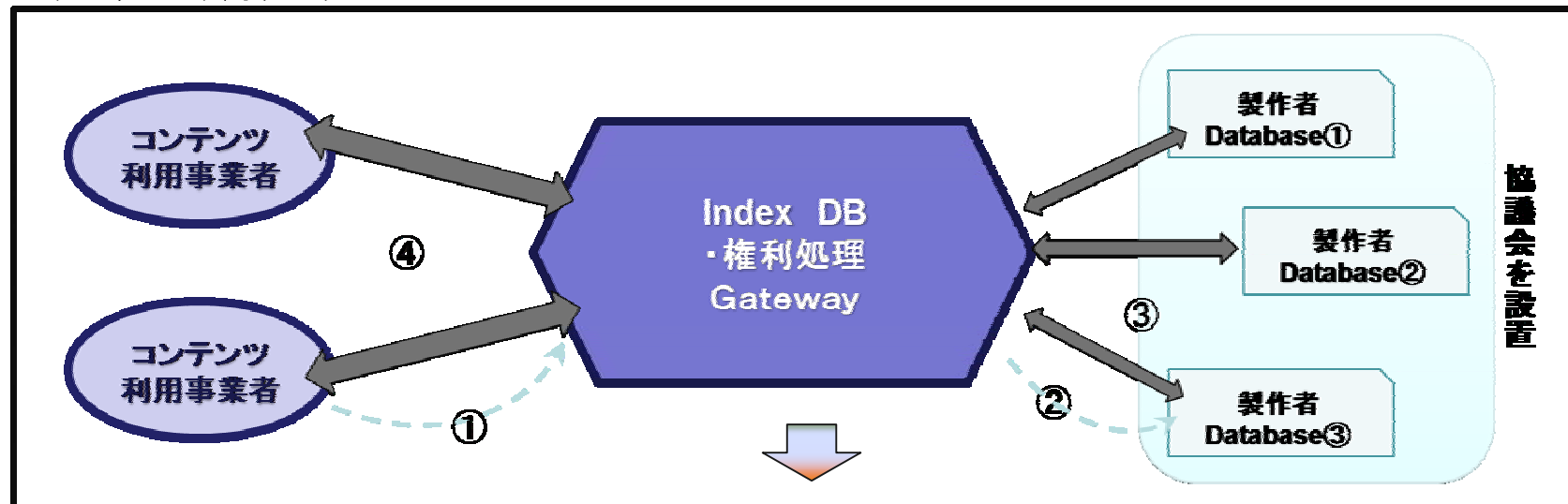
現在複数の番組製作者が構築を進めているデータベースの特徴を尊重しつつ、既に権利者団体が構築しているデータベースを含めて、相互連携を進め、効率的なシステム構築を目指す。

前提として、番組製作者の著作権帰属の取扱いが公正なルールの下に行われるよう、審議会として引き続き検証。

製作者向け、取引市場データベースの構築

公募トライアルの作品も含め、番組製作者から登録情報を収集・公開する取引市場データベースの機能について試行。

<データベースイメージ>



<実施内容>

開発事項: Interfaceの開発 / Gatewayの構築

検討事項: Databaseに必要なメタデータの抽出 / 公開範囲 / コスト負担

Databaseを持つ製作者等は、共通Gatewayへの接続などについて検討すべく協議会を設置？



(2) 国際展開のための番組国際見本市の形成

諸外国でコンテンツの見本市が開催され、特にアジア諸国のプレゼンスが向上。我が国においても、コンテンツの流通促進及び国際展開の観点から、**海外市場向けに、放送コンテンツの見本市を新たに創設。**

「コンテンツの国際競争力強化」は知的財産推進計画にも明記された政府としての基本方針。自らコストを負担して海外見本市の創設に取り組む放送事業者に対し、一定の公的支援は必要。

支援に当たっては、見本市の開設が我が国の放送コンテンツの海外展開の促進に与える効果の検証が必要。在京放送局のみならず、**地域のローカル放送局コンテンツの海外発信の促進も**視野に入れ取り組むことも必要。

ア) これまでの取組

- 1) **海外で開催される、いわゆる「放送番組見本市」又は「映画祭」への作品出展、番組販売**
 - ・MIPTV、カンヌ映画祭等、海外の番組の見本市、映画祭等に出展
 - ・我が国の地上テレビ番組の輸出実績 約100億円 (韓国 約100億円)
- 2) **海外の放送事業者のチャンネル確保、日本の放送コンテンツ配信**
 - ・JAPAN HOUR(アジア・オセアニア 21か国、地域 衛星波)
 - ・JET TV(台湾、香港、シンガポール 衛星経由で配信。)

イ) 今後の重点的取組

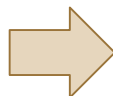
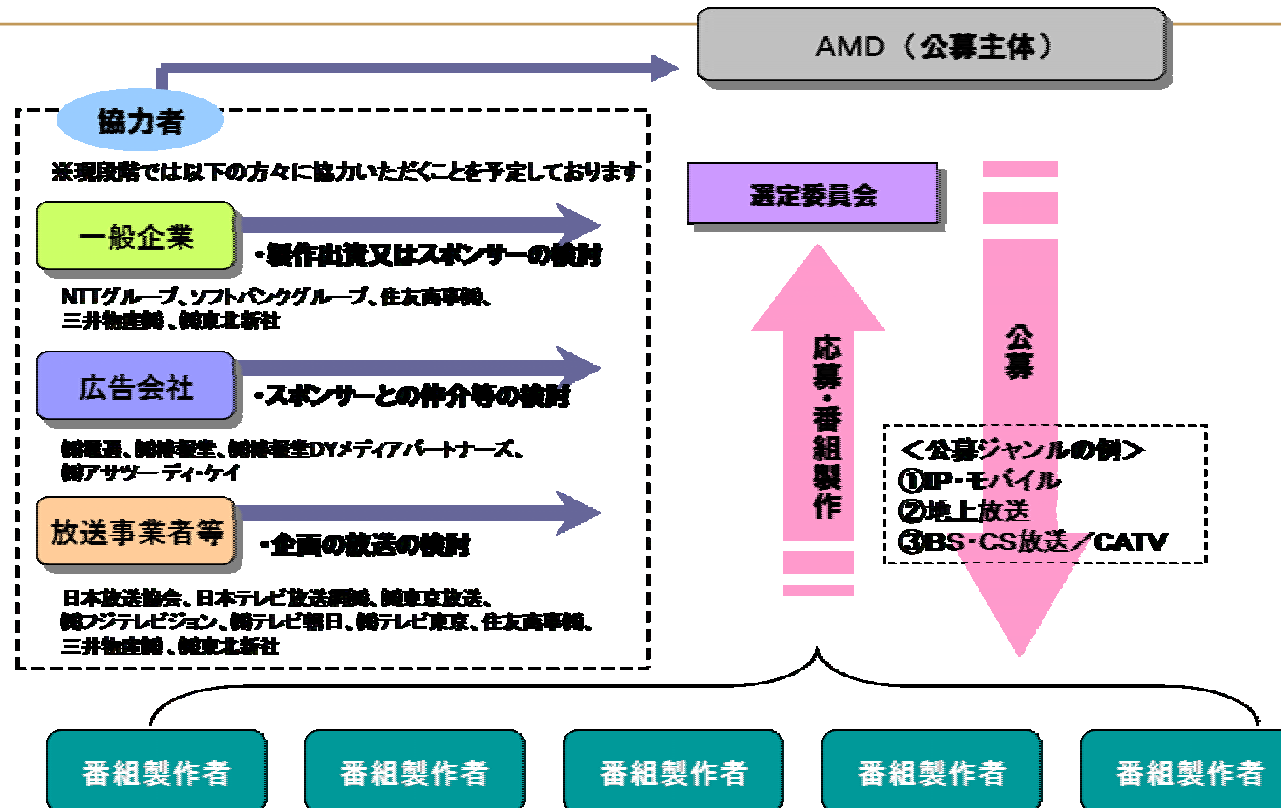
- 1) **我が国における、いわゆる「放送番組見本市」の開設**
 - 各国の見本市に加え、日本に開設する必要性、メリット
 - 他国の見本市との差別化のあり方(特徴の持たせ方)
 - 対象とするコンテンツの範囲、招聘対象とする重点地域
 - 出展するコンテンツ自身に関わる課題
 - 具体的な運営方法
 - 支援の在り方(韓国等)
- 2) **いわゆる「コンテンツ輸入規制」をおく国に対する対応**
 - 相手方事業者との共同製作 等



(3) 意欲ある番組制作者に対する機会提供

自らの製作のリスクとコストを負担してマルチコースに取り組む、意欲ある放送コンテンツ制作者に対し、製作・放映等の機会を提供。

放送事業者等関係者の協力の下、マルチコースに意欲ある制作者からの企画を募集し、優れた企画を選定・表彰。実際の放送に向けた取組が現在進捗中。((社) デジタルメディア協会が実施。)



- ・ 審議会として、上記(1)～(3)のトライアルの進捗状況や成果について、把握・検証を継続。
- ・ 民間における放送コンテンツの取引に係る現状については、適時関係者の意見を聴取しつつ検証を実施。必要に応じて所要の措置を検討していくことが必要。

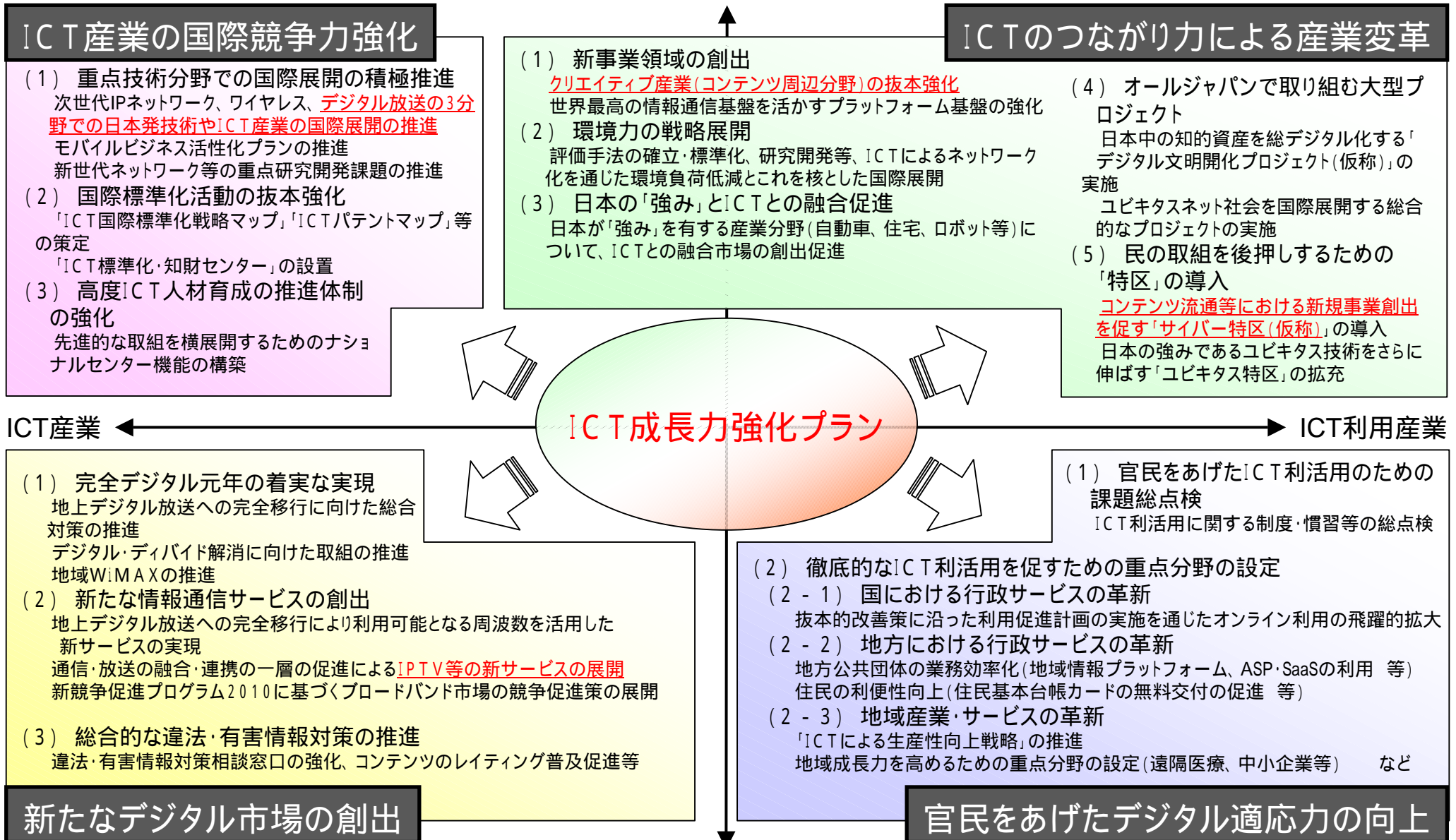


ICTによる成長力強化

「ICT成長力強化プラン」(平成20年5月23日公表)の概要



グローバル成長力



地域成長力



地域成長力の強化

2 新たなデジタル市場の創出

通信・放送の融合・連携の一層の促進によるIPTV等の新サービスの展開

国民生活、経済活動及び文化の全般にICTの技術革新のメリットを還元する観点から、通信・放送の総合的法体系

の検討等を通じて通信・放送の融合・連携を一層促進し、マルチキャスト放送等の先進的なデジタル・サービスを創出する。

グローバル成長力の強化

1 ICTのつながり力による産業変革

(1) 新事業領域の創出

クリエイティブ産業(コンテンツ周辺分野)の抜本強化

コンテンツ市場の拡大を図るには、コンテンツのマルチユース化を促進するとともに、知的財産、広告、デザイン等の周辺分野を密接に関連づけた包括的な推進策が必要である。このため、コンテンツ取引市場の創造に向けた実証実験を2008年度中に実施するとともに、所要の制度やルールの在り方について検討し、同年度中に結論を得る。あわせて、ソフトパワー発揮・日本ブランド発信のための国際展開支援体制の構築やルール整備、コンテンツ関連人材の育成、ローカルコンテンツの拡充等を推進する。

(5) 民の取組を後押しするための「特区」の導入

コンテンツ流通等における新規事業創出を促す「サイバー特区(仮称)」の検討

サイバー上に実名参加によるクローズドのコミュニティを構築し、その中に限定したインセンティブ付与や新規サービスの試験等が可能な仕組みの構築を検討する。

IPTVサービス - 日米欧の状況

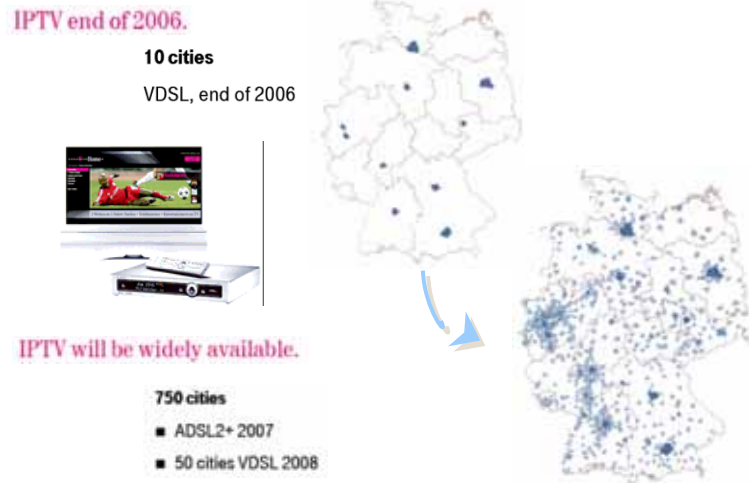


米、欧州各国では、すでにIPTVサービスが開始され、特にフランスでは、IPTVサービスの普及が拡大している状況。また、ドイツでも、IPTVサービスの拡大が計画されている状況。

社名	ネットテレビ開始	チャンネル数	VOD番組数	契約数
伊ファストウェブ	2001年3月	30	1300	16万
仏イリアッド	2003年12月	200	600	171万
仏全土	-	-	-	380万
米ベライゾン	2005年9月	350	3000	72万
米AT&T	2006年6月	300	700	13万
日本	2003年3月	40 ~ 60	5000 ~ 7000	23万 (4事業者合計)

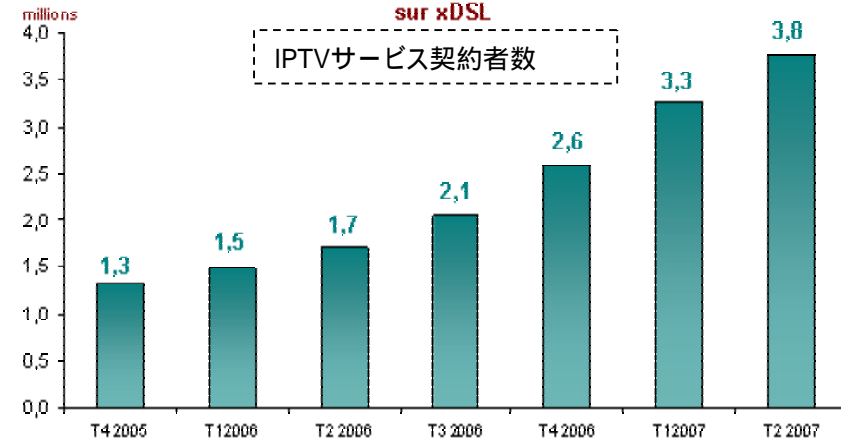
< 2008.1.27朝日新聞3面等より作成 >

ドイツにおけるIPTVサービス提供状況及び拡大計画



< ドイツテレコム公表資料(2007年3月1日)より作成 >

Nombre d'abonnements à un service de télévision sur xDSL



< ARCEP (仏・電子通信・郵便規制機関) 公表資料

「Le marché des services de télécommunications en France au 2ème trimestre 2007」(2007.10.31)より>

放送番組のネット配信への対応



	フジテレビon Demand	第2日本テレビ	TBS BooBo BOX	テレ朝bb	あにてれシアター	(参考) トレソーラ
提供主体	フジテレビ	日本テレビ	TBS	テレビ朝日	テレビ東京	トレソーラ
開始時期	2005年7月	2005年10月	2005年11月	2006年月	2006年12月	2002年9月～2004年4月
受信端末	パソコンor テレビ(専用受信機)	パソコン	パソコンor テレビ(専用受信機)	パソコン	パソコン	パソコンor テレビ(専用受信機)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 自社のスポーツ・情報番組が中心の12タイトル。 提携する配信事業者を介して、1タイトルあたり200～300円で購入(視聴可能期間は8日間)。 	<ul style="list-style-type: none"> オリジナルコンテンツや地上波番組連動コンテンツ、ならびに独自のニュース映像などを配信。 無料の動画配信が中心(一部有料コンテンツあり)。 入会無料、会費無料の会員制。ただし、会員でなくとも見られる動画も多数。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社のドラマ、スポーツ、ドキュメンタリー番組など、7ジャンルから選択。 提携する配信事業者を介して、1タイトルあたり100～300円で購入(視聴可能期間は7日間)。 TBSグループのドラマ、スポーツ、ドキュメンタリー番組など、10ジャンルから選択。 提携する配信事業者を介して、単品1タイトルあたり63～420円(税込み)(視聴可能期間7日間)、見放題パック月額630円(税込み)で購入。一部無料動画も有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社放送のアニメ、スポーツ、特撮番組やニュースなどを配信。 タイトルごとに月会員制。(525～1050円)1週間単位の視聴購入もあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社放送アニメやOVAを配信。 1話105円～(複数話単位の購入もあり)。 一部無料配信も実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一次実験(02/09/01～02/11/30)、第二次実験(04/02/01～04/04/30)を実施。 番組提供時間は、第一次実験合計240時間、第二次実験合計約160時間 月額1000円見放題、タイトルパック、単品番組の形式で提供 <p style="text-align: right;">各社HP等から作成。</p>



1 「IPTV」について

(1) インターネットを用いて、ハイビジョンで製作された放送コンテンツを含め、高品質の映像コンテンツを配信するサービスの総称。

(2) NGNサービス(通信事業者の中ではNTTが3月から開始。)において、最も期待されるアプリケーションの一つ。また、放送コンテンツの「マルチユース」先としても、今後有力な媒体。

(例1)「ビデオ・オン・ダイヤモンド」

・サービス提供事業者のHPのメニューから利用者が映像コンテンツを選択。利用者のパソコンに映像が配信(Apple, Biglobe, Nifty等)

(例2)「地上波放送の再送信」

2 「IPTV」に関する規格化団体の設立 ボックスに接続した端末に対し、地上波放送を再送信(アイキャスト等)に、「IPTVサービスの受信機能」を「標準実装

」することを目的と

して、「通信」「放送」「家電」の各事業者が共同で任意団体設立。「統一技術規格」の策定に従事。

(2) 約1年半の作業を経て規格案策定の目処がつき、この5月、策定された「統一技術規格」の維持・

更改等を行う中間法人が設立された。

(3) 欧米企業は、すでに複数の規格化団体を設立して活動中。日本では本法人が初めて。

(4) スケジュール 本年中に規格第一版(Ver 1.0)を公表予定

名称 : 有限責任中間法人「IPTVフォーラム」 (<http://www.iptvforum.jp/>)

設立 : 平成20年5月16日 登記手続完了 6月24日 設立公表

代表者 : 理事長 村井 純 慶応義塾大学教授



コンテンツに関する不正流通



- ✓ ファイル交換ソフト「Winny」等を使用し、著作権者に無断で映画、音楽、有償ソフトウェア等を公開もしくは違法交換していたユーザーが著作権侵害で摘発される事件が多発。
- ✓ 一般の利用者が著作権侵害で逮捕され、有罪判決や損害賠償に至るケースも多い。
- ✓ ファイル交換ソフトの利用者は増加傾向。種類別では音楽、映像関連コンテンツの利用が多い。

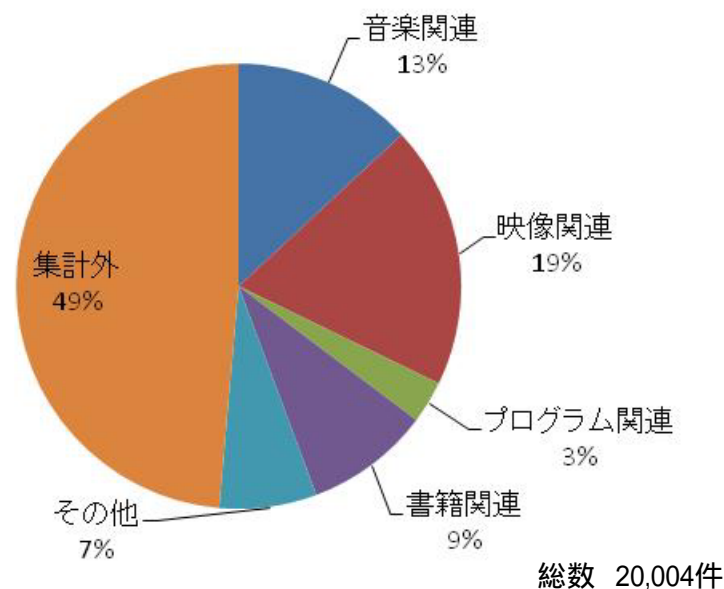
「Winny」による被害相当額

「Winny」による被害相当額は、音楽ファイル4.4億円、コンピュータソフト等95億円、合計で約100億円の規模と推定 ~ プロバイダの協力を得てユーザーへの注意喚起を開始へ

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）のニュースリリースによると、実態調査は、2006年10月10日の18時から24時までの6時間について実施し、その結果、少なくとも21万ユーザーのコンピュータなどでファイル交換ソフト「Winny」が利用されていること、また音楽では61万ファイル（1ファイル当たりのJASRAC管理楽曲を7曲とすれば、月額使用料換算で約4.4億円相当）、ビジネスソフトウェア約61万タイトル（平均価格換算で約19.5億円相当）、**ゲームソフトウェア約117万タイトル（同約51.3億円相当）、アニメーション約18万タイトル（同約17.2億円相当）、コミック約159万タイトル（同約7.0億円相当）が流通している**

< 2006年11月28日 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュースリリースより >

Winnyにて流通しているコンテンツの状況
(2007年9月28日17時から9月29日17時までの24時間)

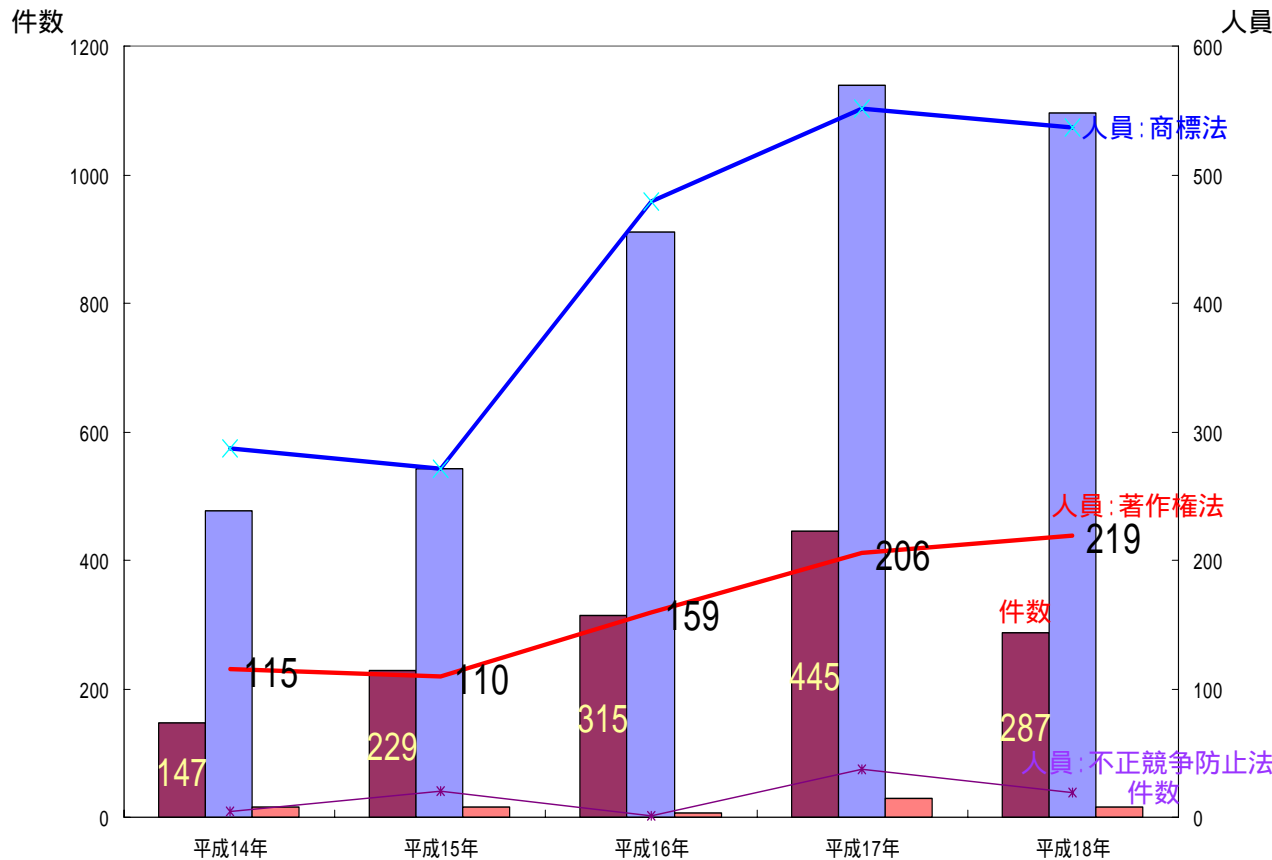


(出典) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会作成
「インターネット上で流通している違法コンテンツの実態について」より



- ✓ デジタル化・ネットワーク化の進展により、違法行為の機会と規模が増大
- ✓ ブロードバンド環境の整備や様々なデジタル機器の普及により、誰しものが犯罪行為を容易に行いうる状況

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成14年～18年)



< 出典：「平成19年警察白書」 警察庁 >

不正流通の事例

「Share」を使った公衆送信権侵害を初摘発

平成20年5月9日

ファイル共有ソフト「Share」を通じて、テレビ放送されたアニメーションを権利者に無断でアップロードし送信できる状態にしていた、会社員男性A(34歳)、会社員男性B(41歳)、大学生男性C(21歳)の3人が、著作権法違反(公衆送信権侵害)の疑いで逮捕。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュース

Winnyによる公衆送信権侵害、2人を書類送検

平成20年3月24日

ファイル共有ソフト「Winny」を通じ、電子住宅地図ソフトを権利者に無断で送信できる状態にしていた、地方公務員男性A(31歳)、会社員男性B(35歳)の2人を、著作権法違反(公衆送信権侵害)の疑いで書類送検。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュース

Winnyによる公衆送信権侵害、2人を書類送検

平成20年1月24日

ファイル交換ソフト「Winny」を通じ、テレビ放送されたアニメを権利者に無断でアップロードし送信できる状態にしていた、会社員男性A(39歳)、職業不詳男性B(35歳)、大学院生男性C(24歳)の3人を、著作権法違反(公衆送信権侵害)の疑いで家宅捜索し、同日この男性らを逮捕

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュース



- ✓ 著作権侵害DVDによる被害も発生。
- ✓ ブルーレイ(BD)の著作権保護技術を完全突破するソフトも出現。

違法配信の例

< Youku: 优酷(中)サイトより >



著作権侵害DVDによる被害事例

WANTEDオークションで海賊版販売、男性を逮捕

平成20年8月1日

北海道警生活経済課と札幌方面北署は平成20年7月31日、インターネットオークションサイト「WANTEDオークション」を悪用し、権利者に無断で複製したアニメDVDを販売していた兵庫県加古川市の会社員男性(37歳)を著作権法違反の疑いで逮捕し、8月1日、札幌地検に送致しました。

男性は、平成19年11月ごろから平成20年4月ごろまでの間、前後4回に渡り、東映(株)が著作権を有する「DRAGON BALL劇場版 DVD-BOX DRAGON BOX THE MOVIES」、東映アニメーション(株)が著作権を有する「TVシリーズ用アニメーション映画『ドラゴンボールGT』」、(株)サンライズが著作権を有する「機動戦士ガンダムZZ」をそれぞれ権利者に無断で複製したDVD-R 4枚を、札幌市の男性他3人に対し、販売していました。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュース

海賊版DVD3,000枚所持の男性を送致

平成20年2月29日

茨城県警生活環境課と高萩署は平成20年2月28日、インターネットオークションサイト「WANTEDオークション」を悪用し、権利者に無断で複製したアニメDVDを販売していた千葉県佐倉市の無職男性(40歳)を著作権法違反の疑いで逮捕し、29日、水戸地検に送致しました。

男性は、平成19年9月10日ころ、(株)サンライズが著作権を有する「機動戦士ガンダム」を権利者に無断で複製したDVD-R1枚を、茨城県高萩市の男性に対し、700円で販売していました。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会ニュース

BDの著作権保護技術を突破した事例

スリーソフト社、ブルーレイのコピープロテクトの完全突破に成功

[Technobahn 2008/3/25]

カリブ海・西インド諸島のアンティグア島に本拠を置くスリーソフト(SlySoft)社が次世代DVD「ブルーレイ(Blu-ray)」で採用されているコンテンツ管理システムのBD+を破り、市販されているブルーレイ方式の映像ソフトを自由にコピーできるソフトの提供を開始していたことが3月19日までに同社の発表などにより明らかとなった。

スリーソフトでは既に「AnyDVD HD(6.4.0.0)」という商品名でこのソフトのダウンロード販売を開始している。

ブルーレイの場合、「AACs(Advanced Access Content System)」と「BD+」の2つのコンテンツ管理システムを搭載することで、海賊版が製作されることや、映像コンテンツがデジタルコピーされることを防止している。

しかし、AACsに関しては2006年に突破。今回、BD+を突破したコピーソフトのダウンロード販売が開始されたことを受けて、ブルーレイに関しても既存のDVD同様に簡単にコピーされてしまう危険性が高まってきた。





ゲーム業界における不正流通対策

【ゲームに関する不正流通の現状】

- 「マジコン」等の不正にネット上からゲームコンテンツを利用できるようにする機器が出回っている状況。
例)任天堂DSで海賊版ソフトを動かす「R4 Revolution for DS」(通称「マジコン」)と呼ばれる機器が、出回り、インターネット上にあるDSソフトのデータをSDカードに入れて、同機器に装着し、DSで海賊版ソフト利用を可能とするもの。

講じられている対応策

任天堂やゲーム会社、「マジコン」の輸入販売の差止め提訴('08.7.29)

- ・ 任天堂は、ソフトメーカー54社と共同で、「マジコン」と呼ばれる機器に対し、不正競争防止法に基づく **輸入・販売行為の差止め等を求める訴訟**を東京地方裁判所に提訴。
- ・ 提訴対象の会社は、所在地が国内の「嘉年華」「夏黎」「カミヨコ」「クリエイティメイト」「DIGITAL NAVIGATOR」の5社
- ・ 韓国へ流入する機器に関しては、提訴を行い、既に**韓国税関で差止め命令**。

楽天オークション、「マジコン」を出品禁止商材に('08.8.27)

- ・ 提訴をうけ、権利侵害の恐れがあるため、「マジコン」をオークションの禁止商材とし、**「マジコン」及び同等品の出品を確認した場合には、削除等の措置**。



ソフトへの技術的措置

- ・ '08.7に発売されたDS用ソフト「ドラゴンクエスト」には、**「マジコン」では正常に起動しないような措置**。

(参考)海外の動向～ユーザへの法的措置の検討も

イギリスでCodemastersやAtariなどの複数のゲーム会社が、オンラインで不正にゲームを共有していたユーザー2万5000人に清算金を要求する通知を送る予定との報道がなされている。

放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会（総務省）



1. 趣旨

- (1) 平成16年の改正下請法により、同法の規制対象に、「情報成果物作成委託」に係る取引の一環として、放送コンテンツの取引が追加された。これを契機として、法令上、放送コンテンツの製作取引の適正化の一層の促進が求められてきた。
- (2) 昨今、放送コンテンツ製作における放送コンテンツ製作者の役割の重要性は増大しており、製作環境を改善し、製作インセンティブの向上を図る観点からも、製作取引の適正化の要請は一層高まっている。
- (3) こうした状況を踏まえ、放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、当該分野における下請取引のガイドラインの策定など、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 放送コンテンツの製作取引に係る現状の検証
(関係者による法令遵守の状況など)
- (2) より適正な製作取引の実現に向けた具体策
(下請法その他の法令遵守に係るガイドラインの策定等)

3. 構成員

右記のとおり

4. スケジュール

平成20年(2008年)1月発足 同年中に検討結果とりまとめ公表予定

《学識経験者》

舟田 正之 立教大学 法学部教授
音 好宏 上智大学 文学部教授
石岡 克俊 慶應義塾大学 産業研究所准教授
小塚 荘一郎 上智大学 法学部教授

[敬称略]
(座長、 座長代理)

《放送事業者》

関本 好則 日本放送協会 放送総局特別主幹
清水 克恵 日本テレビ放送網(株) コンプライアンス推進室 法務部部次長
門脇 覚 (株)東京放送 テレビ編成局編成業務部長
小川 晋一 (株)フジテレビジョン 編成制作局 局次長
菊池 満士 (株)テレビ朝日 編成制作局ライセンス推進部知財担当副部长
池田 朋之 (株)テレビ東京 編成局契約統括部 部長
大寺 廣幸 (社)日本民間放送連盟 デジタル推進部長

《番組製作事業者》

鬼頭 春樹 (社)全日本テレビ番組製作社連盟 専務理事
近藤 耕司 全国地域映像団体協議会 会長
澤田 隆治 日本映像事業協同組合 理事長
山口 康男 有限責任中間法人日本動画協会 専務理事 / 事務局次長

《消費者代表》

長田 三紀 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長



「罰則」の対象： 50万円以下の罰金(刑事罰)

- ・ 発注書面の交付義務(第3条第1項)に違反した場合
- ・ 取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反、もしくは、虚偽の書類を作成した場合
- ・ 取引に関する報告(第9条第1項～第3項)をしない、もしくは、虚偽の報告をすること、又は、立入検査拒否、妨害、忌避した場合

「勧告」の対象：

- ・ 受領拒否(第4条第1項第1号)：
注文した物品等の受領を拒むこと
- ・ 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)：
下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
- ・ 下請代金の減額(第4条第1項第3号)：
あらかじめ定めた下請代金を減額すること
- ・ 返品(第4条第1項第4号)：
受け取ったものを、返品すること
- ・ 買ったたき(第4条第1項第5号)：
類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- ・ 購入・利用強制(第4条第1項第6号)：
親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること(購入・利用強制)
- ・ 報復措置(第4条第1項第7号)：
下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
- ・ 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)：
一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
- ・ 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号)：
下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
- ・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第4条第2項第4号)：
費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること
- ・ 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)(役務提供の場合は除く)：
有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること



* ありがとうございます *